

第1回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時：H29.9.29(金)15:15 - 15:40

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員
(10名)

資料：第1回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議
事項書

資料1 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する
検討プロジェクト会議名簿

資料2 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議
の設置について

資料3 - 1 議会改革取組(案)について

資料3 - 2 議会改革度の向上にかかる検討項目一覧(案)

資料4 - 1 三重県議会基本条例の改正(案)について

資料4 - 2 他県の議会基本条例の特徴的な規定

< 議事概要 >

委員：ただいまから、第1回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を始める。まず、さる9月21日の議会改革推進会議役員会における協議、及びその後の調整により、私、前野が座長を、小島委員が副座長をさせていただくことになった。このこと、委員のみなさまにもご了承いただくようお願い申し上げます。また、本プロジェクト会議の設置は9月21日の議会改革推進会議役員会で決定されているので、ご確認願いたい。今後の進め方に入る。討議に先立ち、このプロジェクト会議の進め方に関して提案する。一点目、このプロジェクト会議は公開とすること、二点目、このプロジェクト会議における議事の概要を県議会のホームページに掲載すること、三点目、議事概要のホームページへの掲載は、概要ということで発言委員を特定しない形で行うこと、以上3点を提案する。これらのことについて異議はないか。

(「異議なし」の声)

委員：それではそのようにする。次に、このプロジェクト会議における検討項目について協議する。当プロジェクト会議に課せられた検討項目は、議会改革度の向上と議会基本条例の改正の2つである。まずは、議会改革度の向上

についてである。このことについては、議会改革度の向上に向け、議会改革先進議会の状況等を分析し、改革先進議会が実施している施策の本県議会への導入の可能性を検討することとされている。そこで、事務局に指示し、資料3 - 1、3 - 2のとおり検討のためのたたき台を作成したので、事務局より説明させる。

事務局：資料3 - 1は議会改革取組案であり、この5つの案については資料3 - 2から選定している。資料3 - 2は議会改革の先進県である大阪府や鳥取県等を参考に作成したものであり、本県で取り組んでいない項目を洗い出した。各項目にある判定は欄外にあるように が実施可能、 は条件次第で実施可能、 は要検討、×は実施困難の意味である。また、網掛けは事務レベルで対応を検討すべきものと考えているものである。網掛け以外で 判定の実施可能と思われるものを資料3 - 1に挙げている。資料3 - 1の一つ目、視察内容の報告をインターネットで公開する。これは議会図書室で公開中のものをインターネットでも公開するということである。二つ目、政務活動費にかかる領収書以外の説明資料もインターネットで公開する。これも既に図書室で閲覧可能となっているものである。カッコ書きの政務活動費の支給方法を後払い方式にするについては、もう一つのプロジェクト会議で検討することになる。三つ目、住民アンケート等を実施して、みえ県議会だよりの改善・工夫等を行う。これは e-モニターやみえ県議会だよりで以前は意見を募っていたこともあり、それを活用することを想定している。四つ目、SNSを活用した情報発信を行う。最後に、五つ目、議長選挙の所信表明会をインターネット上の動画で公開する。説明は以上である。

委員：何か意見はあるか。

委員：政務活動費の支給方法を後払い方式にするについて、別プロジェクトで検討しているので、ここでは・・・。

委員：ここでは検討しない。

委員：了解。

委員：他の議会でも実施しているとのことだが、どこの議会か分かる資料をいただきたい。

事務局：市町の議会も含めて示させていただきます。

委員：資料の提供も含めて、本日の提案については一度各会派に持ち帰り、議論のうえ、再度次回のプロジェクト会議で各会派より意見をいただくことで、いかがか。

(「はい」の声)

委員：中身の確認だが、住民参加の県民との意見交換会の開催回数を増やすこととの対応案について、事務レベルで対応可と整理されているが対応案を説明いただきたい。

事務局：各会派で関係団体との意見交換会を行っていることから、それをここでカウントしたらどうかと考えている。

委員：他県や他の市町村議会で行っている県民との意見交換会のイメージが分からないが、それと同一のものか。これはペンディングにしてほしい。

事務局：他県は会派でなく議会の公式な事業で行っていると思う。事務レベルと整理したのは、せっかく各会派で意見交換会を行っていることから、一定評価できないかと考えた。

委員：事務局の考え方は分かったが、検討する必要があると思う。

事務局：承知した。

委員：会派への持ち帰りは分かったが、資料記載以外の議会改革、プラスアルファの意見も集約していいのか。それとも、この資料のことだけ議論するのか。

事務局：これだけというわけでなく、この項目以外で実現可能なものがあればやっていくという形で進めたいと思っている。

委員：住民アンケートにある、みえ県議会だよりは、広聴広報会議とのすみ分けはどう考えるのか。

事務局：想定は、ここで改革の方向性を決め、そのうえで、広聴広報会議で具

体的にアンケートの仕方などを最終決定していただくことを考えている。

委員：広聴広報会議に頭ごなしに言うような気がするがいいのか。

事務局：広聴広報会議の権限をとっているつもりはなく、広聴広報も議会改革の中で考え、ここで整理した。

委員：了解した。権限を侵さないように。

委員：よろしいか。今の話は各会派に持ち帰っていただき、もう一度検討いただくことでお願いしたい。次に、議会基本条例の改正についてである。このことについては、制定から10年を経過した議会基本条例について、今の時代にみあった条例改正の必要性について検討することとされている。そこで、事務局に指示し、資料4-1, 4-2のとおり検討のためのたたき台を作成したので、事務局より説明させる。

事務局：説明は前後するが、まず資料4-2から説明する。他の都道府県議会で制定されている議会基本条例の中から、特徴的と考えられる規定を項目ごとに整理したものである。資料4-1は今回の検討に当たり、本県の議会基本条例の改正案として三つの事項を整理したものである。これは資料4-2他の都道府県の議会基本条例を参考にして、本県の議会基本条例への取り入れが考えられる基本的な事項を整理したものである。一つ目、意見公募に関する規定。これは、重要な条例の立案に当たっては、広く県民の意見を聴くものとする旨の規定を新設するというのである。基本条例の中には意見公募に関する明確な規定はないが、実際の運用で議員提出条例では必要に応じて意見公募を実施している。二つ目、委員長報告等の処理経過の報告に関する規定である。委員長会議の申し合わせ事項である「委員長報告及び附帯決議の処理経過の報告要求」で運用しているが、これを条例に格上げする改正案である。現在、委員長会議の申し合わせにより、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について執行部の経過報告を求めるものとされているものを条例に格上げするというのである。最後、三つ目、政策提言等の尊重を知事に求める規定である。議会が行う政策提言等の尊重を知事に求める規定を新設するという改正案である。現状において、成果レポートに関する申し入れなど政策提言等を行った際は、尊重を知事に求めることが前提になっているものと考えられることから、改めて確認の意味で条例に規定するというのである。以上三つの事項を整理したが、改正

により既定の基本条例の趣旨や目的を明確化できると考えている。資料4 - 2の内容については後程詳細に見ていただきたい。個々の規定について概要を記載したうえで、規定している都道府県名をカッコ書きで整理している。都道府県名のうち四角囲みのものは参考として条文の本文を記載している。説明は以上である。

委員：何か意見はあるか。

委員：資料4 - 2については、本県の議会基本条例に規定がないものでもないと思われる。どういうものが挙がっているのか。

事務局：他の都道府県の条例については、同じ趣旨のものも挙がっている。条文そのものは挙がっていないが、この都道府県と同じ趣旨のものは、現在の三重県議会基本条例にもある。形式的なことだが、条文そのものがないということである。

委員：以前、竹上さんが座長をして基本条例の見直しの検討をした時に、文書質問などを盛り込んだ。その時のやり方と比べるとかなり拙速な気がする。これでいいのか。議会基本条例は大事なものなので、事務局的な視点で改正案が出てきて、それを我々が議論するだけで足るものなのか。一度皆さんの意見も聞きたい。このプロジェクトの設置期限があるのならば、それはそれでやり方を考えなければならないが。

委員：三重県は改革のトップランナーを走っていたが、最近少し低迷しているということもあり、改革度を上げるということばかりではないが、それも重要ということで、事務局から検討の資料が出てきた。これ以外にも、三重県議会にみあった、必要なものがあるかもしれないので、皆さんで知恵を出し合って、各会派に持ち帰っていただき、十分精査のうえで、またご意見をいただきたい。そういうことでいかがか。

委員：これはあくまで参考か。このたたき台を参考に意見をまとめるということか。

事務局：参考資料ということで、たたき台と考えており、この資料の範疇で協議してもらうのではなく、議論する上での参考資料として使っていただく趣旨である。

委員：資料4 - 2の5ページで議長等の所信表明に関する規定とある。本県はやっていることだが、条例に記載はあるのか。

事務局：所信表明という文言はないが、第6条第2項で議会は議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならないとあることから、趣旨としては入っていると理解している。

委員：そうすると、もう少し細かく記載したらどうかという提案なのか。

事務局：そのあたりを委員の皆さままでご議論いただき、ご決定いただきたい。

委員：了解。

委員：それでは、これも一度各会派に持ち帰っていただき、ご議論いただいたうえで、再度次回のプロジェクト会議で各会派よりご意見をいただくということではいかがか。

(「はい」の声)

委員：それではそのようにする。次回のプロジェクト会議の日程については、正副座長で協議のうえ、追って連絡する。本日のご協議事項は以上だが、ほかに何かあるか。

委員：全体のスケジュール、いつ頃までにまとめるなどの目途はあるのか。

委員：それについては、副座長とも相談のうえ、示させていただきます。

委員：了解。

委員：本日の会議はこれで終了とする。

(15:40 終了)